

令和 8 年度所沢市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」第 9 条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、必要な事項を定めるものとする。

2 適用範囲

この調達方針は、本市の全組織を対象とする。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

(1)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく事業所・施設等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A 型・B 型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）

オ 地域活動支援センター

(2)障害者基本法に基づく助成を受けている小規模作業所

(3)障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障害者多数雇用事業所（①から③の全てを満たすもの）

①障害者の雇用者数が 5 人以上

②障害者の割合が従業員の 20 % 以上

③雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30 % 以上

(4)障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

ア 在宅就業障害者（自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）

イ 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

(5)共同受注窓口

4 調達する品目等

特に分野を限定することなく、調達に努める。

5 推進の方法

障害福祉課は、障害者施設等より提供可能な物品等の情報を収集し、本市の全組織に提供する。

6 障害者就労施設等が供給する物品等の調達の目標

令和8年度優先調達の目標額	14,000,000円
---------------	-------------

7 調達実績の公表

障害福祉課は、調達実績を集計し、市ホームページ等により公表する。